

# 保育の利用案内



保育所等は、保護者が就労や病気などのため、保育が必要と認められる場合に利用することができます。保育所等には、保育所、保育を提供する認定こども園、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育)があります。

## 利用できる児童

保護者が次のいずれかに該当するため、「支給認定(保育所等を利用するための認定と、利用できる保育の量についての認定)」を受けた児童です。

### ●家庭外労働

フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、常に1カ月あたり60時間以上労働している

### ●母親の出産

母親が出産予定または出産後間がない(出産予定日の前後2カ月程度)

### ●疾病・障がいなど

保護者が疾病・障がいを持っている

### ●病人の看護など

同居の親族を常に介護または看護している

### ●家庭の災害

家庭が災害に遭い、その復旧にあたっている

### ●就職活動

求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている

### ●在学中である

特定の教育施設に在学(職業訓練校を含む)している

### ●虐待やDV

保護者に虐待やDVのおそれがある

### ●継続利用

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である

### ●その他

上記に類する状態として市が認める場合

※上記の入所要件に該当し、支給認定を受けていても、希望する保育所の定員に余裕がない場合は保育の利用ができません。

※支給認定申請の内容に虚偽がある場合は、支給認定を取り消します。



## 保育時間

「保育必要量」の認定区分によって、利用できる時間が変わります。

①**保育短時間認定** 必要に応じて最長8時間(おおむね8時30分～16時30分)

②**保育標準時間認定** 必要に応じて最長11時間(おおむね7時30分～18時) ※保育所等により異なります。

## その他の保育

### 延長保育

保護者の勤務状況など、やむを得ない事情により、認定された保育時間を超えて保育が必要な場合に、有料で延長保育を行っています。延長時間・料金は保育所等により異なります。

### 休日保育

保育所等を利用中の乳幼児で、保護者が日曜日や祝・休日に勤務するため、保育が必要な場合に、有料で休日保育を行っています。子育て推進課での事前登録と施設での予約が必要です。なお、予約は利用したい月の前月1日より施設で受け付けます。

### 一時預かり

保護者の断続的な勤務や病気、出産、育児疲れなどで一時的に保育が必要になった場合に、有料で利用できます。事前に保育所等での利用申し込みが必要です。料金などは保育所等により異なります。

### 病児・病後児保育

病気や病後の子どもを、家庭で保育できない場合に、有料で病院などに付設されたスペースで預かります。事前に施設での登録と利用申し込みが必要です。

## 津市保育人材バンクの登録制度

常時勤務の有資格臨時保育士や短時間委託業務に従事する有資格保育士(短時間委託保育士)として勤務を希望する人を対象に、「津市保育人材バンク」への登録制度があります。

### ●登録方法●

津市ホームページからダウンロードできる「登録申請書」に必要事項を記入し、子育て推進課(〒514-8611 住所不要)へ提出してください。詳しくはお問い合わせください。